



埼玉県報

第 2 6 1 4 号
平成 2 6 年 7 月 2 5 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [山王用水土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [所沢都市計画所沢駅西口土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの縦覧公告\(市街地整備課\)](#)
- [所沢都市計画所沢東町地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [富士見都市計画事業三芳町富士塚土地区画整理事業の定款変更\(第1回\)\(市街地整備課\)](#)
- [一般国道140号の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1041号中訂正\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県告示第1042号中訂正\(都市計画課\)](#)

告 示

埼玉県告示第六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みのり共生会

三 代表者の氏名

石川 容子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市今福千三十六番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者の社会参加を促進し障害児・者とその家族が充実した社会生活を送ることを支援する。また、市民への啓発活動を行い、ともに生きる社会の形成に寄与する。

告 示

埼玉県告示第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年七月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たけのこ子どもセンターどろんこ保育園
- 三 代表者の氏名
松永 孝子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市上藤沢五百四十七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、入間市在住及び近隣市の子どもに対し、必要な保育及び教育の場を提供し、乳幼児の健全育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サイシップ

三 代表者の氏名

菱澤 敏健

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市大字斎条八百七十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、誰もが心豊かかつ健やかに共生していける地域社会の向上を目指し、福祉に携わる事業を行い社会生活への自立、又社会生活においての補助を行い障害者や高齢者などの受け皿となり、一般生活を円滑に送れるように寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共に・ばくの会

三 代表者の氏名

湯谷 百合子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市井沼千百二十六番地三十九

五 定款に記載された目的

この法人は、ダウン症などによる知的障がい、LD（学習障がい）、AD/H
D（注意欠陥、多動性障がい）、アスペルガー症候群を含むASD（自閉症スペ
クトラム障がい）などの発達障がい・軽度知的障がい、あるいは視覚、聴覚、肢
体不自由、内部障がいなどによる身体障がい、あるいは統合失調症、躁鬱病、て
んかんといった精神障がい、あるいは筋ジストロフィーなどの特定疾患を含む難
病など、さまざまな障がい・難病を持つ児・者に対し、健やかな成長・生活をは
かるため、以上のような障がい児者、難病児者の理解、教育、就労、自立的生活
の支援を行い、共に育ち、共に学び、共に生きる共生社会実現に寄与すること
を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人越谷らるこ

二 代表者の氏名

増 田 良 枝

三 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市千間台東一 二 一 白石ビル二階

四 当該認定の有効期間

平成二十六年七月二十五日から平成三十一年七月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千六百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国認定こども園協会

三 代表者の氏名

若 盛 正 城

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町中一丁目七番地二十七

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもの教育・保育・生活の質の向上や子育て支援の総合的な充実と、それに寄与する認定こども園の健全な発展と振興を指すとともに、すべての子どもの最善の利益が図られるよう子ども環境の整備に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十七号

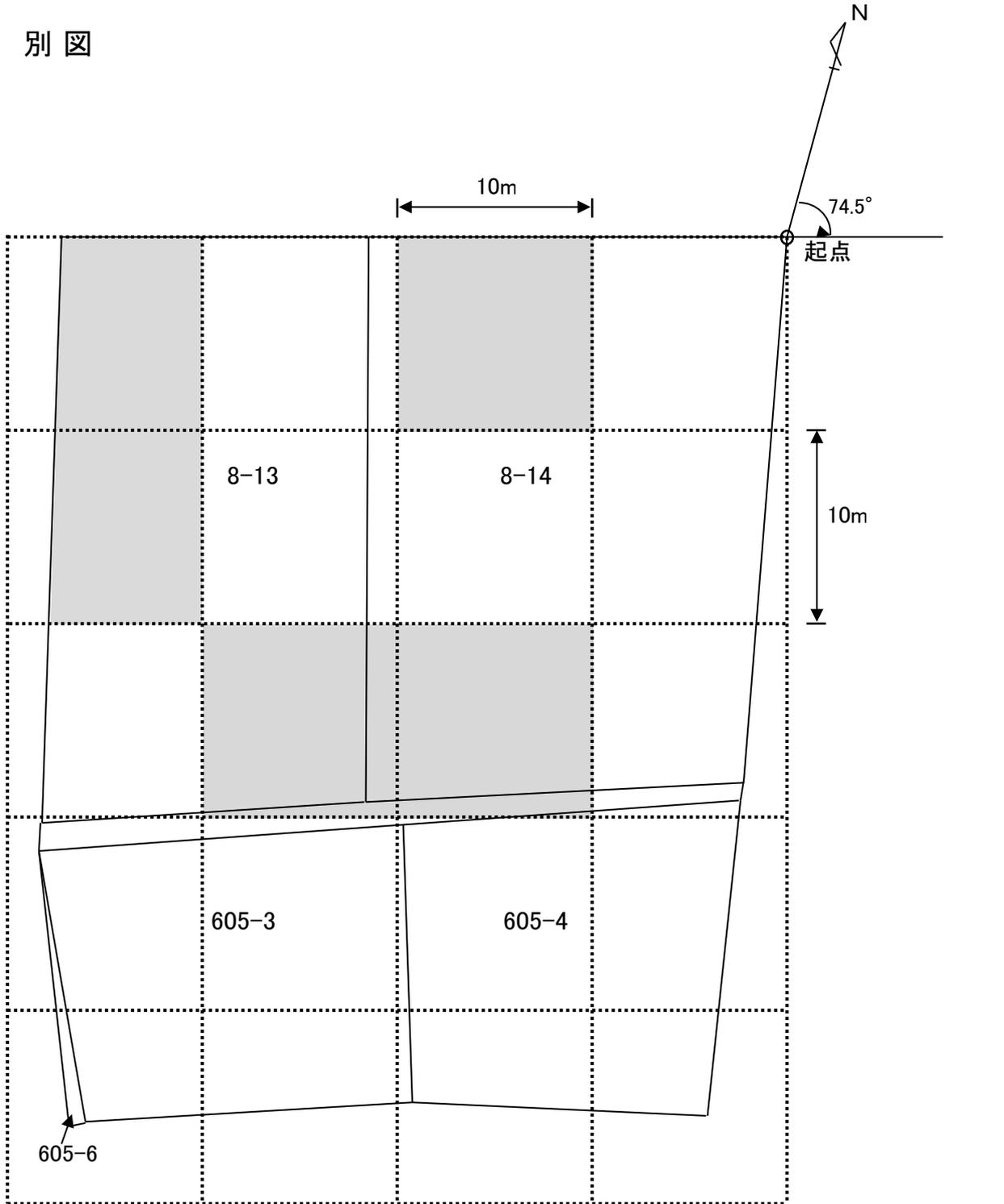
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第四百三十三号により指定した区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県飯能市大字笠縫字後際八番十三の一部、八番十四の一部、六百五番四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



起点
起点は飯能市大字笠縫字後際8番14の最北端とした。

格子の回転角度 74.5°
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を、起点を支点に右方向に回転された角度を示す。

 単位区画
 形質変更時要届出区域を解除する区域
 地番境

告示

埼玉県告示第千六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山王用土地利用改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	福田 征芳	埼玉県熊谷市上新田二百五十六番地
同	持田 良雄	同 深谷市本田三千七百四番地
同	眞下 武文	同 同 三千九百二十八番地
同	小林 徳秋	同 同 四千九十二番地
同	眞下 幸男	同 同 八百二十九番地
同	中西 廣	同 同 三百七十四番地
同	小林 昇二	同 同 五千四十九番地
同	大澤 一男	同 同 畠山千五百七十五番地
同	飯野 作壽	同 同 五百九十四番地
同	高橋 俊夫	同 同 二百二十二番地一
同	新井 正男	同 同 熊谷市上新田百一番地一
同	飯島 照雄	同 同 板井九百九番地二
監事	飯野 昌男	同 同 深谷市畠山二千百二十八番地
同	中嶋 恒雄	同 同 本田四千九百四十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	福田 征芳	埼玉県熊谷市上新田二百五十六番地
同	大澤 不二夫	同 深谷市畠山千三十三番地
同	持田 哲也	同 同 本田三千七百三番地一
同	高橋 勇次	同 同 四千五十八番地
同	眞下 幸男	同 同 八百二十九番地
同	浅見 榮市	同 同 四千三百六十番地
同	中嶋 安彦	同 同 五千十五番地
同	小林 得壽	同 同 畠山二千三百九十三番地
同	飯野 作壽	同 同 五百九十四番地

告 示

埼玉県告示第六十九号

平成二十六年埼玉県告示第六十二号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十六年七月四日終了した旨測量計画機関である深谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十号

所沢市から所沢都市計画所沢駅西口土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十一号

所沢市から所沢都市計画所沢東町地区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 組合の名称
三芳町富士塚土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成二十五年二月五日から
平成三十二年三月三十一日まで
- 三 施行地区
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部
- 四 事務所所在地
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保千百番地一
- 五 設立認可の年月日
平成二十五年二月五日
- 六 事務所所在地を「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保千百番地一」から、「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百五十番地一」と変更する。
- 七 変更認可の年月日
平成二十六年七月二十五日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 福島 浩 之

路線名	百四十号
供用開始の区間	秩父市大滝字落合九八五番一地先から同市大滝字落合九八六番一地先まで
供用開始の期日	平成二十六年七月二十五日
備考	平成二十六年一月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五六・八八メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十一月二十五日

指令川建セ第二五〇一一五〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月十八日

川建セ第二六〇〇五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字愛宕千七十一番一の一部、千七十一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋一〇六六番地

医療法人眞美会麻見江ホスピタル 理事長 馬場 眞美子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年二月二十一日

指令川建セ第二五〇一四一〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十二日

川建セ第二六〇〇六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上貉字稻荷前四百六十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県桶川市下日出谷西一丁目二十四番地の一 グランソレイユ 二〇四号

武笠 巧

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年二月二十一日

指令川建セ第二五〇一三八〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十二日

川建セ第二六〇〇六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷字居廻り上分九百二十四番三十七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区櫛引町一丁目五百八十七番地二 アムールモッツニ〇

一

高橋 翔

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年六月十七日

指令越建セ第二五〇〇四七一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月十七日

越建セ第一七七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市鷺宮六丁目二番二十号 Villa 秋桜一〇五号室

小曾根 涉

正 誤

埼玉県告示第千四十一号（平成二十六年七月十八日第二千六百十二号）中訂正

ページ 行

一 前から一

誤

埼玉県告示第百十三号

正

埼玉県告示第九百二十七号

正 誤

埼玉県告示第千四十二号（平成二十六年七月十八日第二千六百十二号）中訂正

ページ 行

一 前から一

誤

埼玉県告示第百十二号

正

埼玉県告示第九百二十六号